

幼児教育振興法案 概要

総則

背景・目的

- 幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を築くことを促す重要なもの
- 幼児教育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）をはじめ、家庭、地域といった幼児教育が行われる全ての場において質の高い幼児教育が行われることが重要
- 今日、
 - ・少子化、家庭や地域を取り巻く状況の変化により、適切な環境の下での幼児教育が困難に
 - ・自立し、他者と協働しながら創造的に生きていくために必要な能力を身に付ける必要
- ➡ ○幼児教育の振興は、社会において最も重要な課題の一つ
- 本法案により、幼児教育の振興についての基本理念等を定め、施策を総合的に推進する

基本理念

- 1 幼児教育の水準の維持向上が図られること
- 2 全ての子供がひとしく幼児教育を受けることができるような環境の整備が図られること
- 3 障害のある子供がその特性を踏まえた十分な幼児教育を受けられるよう配慮されること
- 4 幼児教育と小学校における教育との円滑な接続に配慮されること
- 5 幼児教育に携わる者の自主性が十分に尊重されること

国の責務等

国・地方公共団体・幼児教育施設の設置者の責務、保護者の役割

連携協力

国、地方公共団体、幼児教育施設、家庭、地域住民等の連携・協力

措置

必要な法制上、財政上、税制上の措置

幼児教育振興基本方針

- ・政府は、幼児教育振興に関する施策を総合的に推進するための基本方針を定める
- ・地方公共団体は、政府の方針を参酌し、地方幼児教育振興基本方針を定めるよう努める

基本的施策

質の向上

①幼児教育の内容・方法の改善・充実

幼児教育施設における幼児教育の基準の見直し、施設整備の支援、情報提供、教材の開発

②人材の確保

各幼児教育施設における賃金その他の待遇の実態を考慮した待遇の改善、適切な配置、研修の充実

③質の評価の促進 必要な手法の開発、その成果の普及

④家庭・地域における幼児教育の支援

保護者に対する学習機会・情報の提供、関係機関相互の連携強化、幼児教育施設による支援の促進

体制の整備

- ・国における調査研究の推進
- ・都道府県における幼児教育センター（調査研究、研修等の拠点）の設置
- ・市町村による幼児教育アドバイザーの確保（状況により都道府県も確保）

無償化の推進

国及び地方公共団体は、幼児教育施設における幼児教育に係る経済的負担を軽減し、幼児教育の機会均等を図るため、幼児教育施設における幼児教育を無償とすることに向けた措置を、これに要する財源を確保しつつ段階的に推進する

検討条項

政府は、小学校就学前の全ての子供が、幼児教育施設における幼児教育を受ける機会を提供されることとなるよう検討